

男女共同参画社会にむけて

誰もが自分らしく
いきいきと！

平成11年12月に施行された「男女共同参画社会の形成について」、「男女の個人としての尊厳が重んぜられること」、「男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと」、「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」などがうたわれています。

現在、職場や地域活動、スポーツなど、いろいろな分野で女性の活躍が広まってきていますが、社会の制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」というように男性と女性の役割を固定し、それぞれの生き方や行動を制約するようなものもあります。



平成20年度男女共同参画社会づくり講座 ワークショップ風景

また、夫やパートナーなどからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪など人権を侵害する事案が生じたことを受け、市では、平成14年3月に「たけはら21男女共同参画プラン」を策定し、男女が互いに尊重し合い、支えあう男女共同参画社会づくりに取り組んでいます。

仕事と家庭の両立

少子高齢化が進む中、将来にわたって社会経済全体の活力を維持していくためには、職業生活と家庭生活を両立させることが重要であり、育児や家族の介護など、一人ひとりが性別にとらわれず家族

の一員としての役割を果たすことが求められており、それらに対する支援が必要です。

働く場における男女の均等な機会と待遇

女性労働者が増加していく中で、女性が能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができるような職場づくりを進めることは、働く女性への支援だけでなく、働く人すべての労働意欲の向上や企業の業績拡大、イメージアップにもつながります。

平成11年に改正された「男女雇用機会均等法」では、職場における女性に対する差別的禁止やセクシュアル・ハラスメントの防止等、男女がともに働きやすい職場づくりに向けた各種制度が定められています。

女性に対する暴力のない社会へ

平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され配偶者からの暴力は犯罪であることが明確にされました。

暴力は、相手に恐怖と不安を与え、相手の行動を束縛し、自信を失わせ従属的な関係に追い込んで

しまう行為です。

人は誰も暴力的環境の中で豊かに生きることはできません。

夫やパートナーなどからの暴力をなくし、男女が共に人権を尊重し、安心して生活できるように、一人で悩まず、はっきり声を上げていくことが大切です。

竹原市では、被害を受けた方や不安な気持ちを抱いている方の相談窓口として、次の施設があります。

一人で考え込まないでまずは相談をしてください。

相談窓口

ふれあい福祉相談センター

(ふくしの駅 社会福祉協議会内)

☎ 22-8986

人権センター

☎ 22-3726

※緊急の場合は、110番(警察)へ

心のふれあい

